

警報発令時の措置

	警 報 等	在校中の場合	在宅中の場合
全 訓 練 生 対 象	○対象警報： 特 別 警 報 暴 風 警 報 暴風雪 警 報  ○発令地域：京都市	○訓練生は速やかに下校させる。 ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。	①午前7時までに解除された場合は訓練を実施する。 ②午前7時を超え、午前10時までに解除された場合は、午後1時から訓練を実施する。
発 令 地 域 居 住 訓 練 生 対 象	○対象警報： 特 別 警 報 暴 風 警 報 暴風雪 警 報  ○発令地域： 居住地市町村	○校としては訓練を実施する。  ○発令地域居住の訓練生は速やかに下校させる。 ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。	○校としては訓練を実施する。  ○発令地域居住の訓練生は次により対応する。 ①午前7時までに解除された場合は訓練を受講する。 ②午前7時を超え、午前10時までに解除された場合は、午後1時から訓練を受講する。
全 訓 練 生 対 象	○対象警報等：光化学スモッグ警報等 ○発令地域：京都市		
	光化学スモッグ 緊急警報・警報	屋外訓練を室内訓練に変更する。	
	光化学スモッグ注意報	状況により屋内訓練に変更する。	

※学校の所在地（京都市伏見区竹田学区）又は居住する地域に、「緊急安全確保」又は「避難指示」の避難情報が発令されている場合は、当該地域の避難指示等に従うこと。（発令解除時刻による取扱いは、上記警報に準じる。）